

ID: 3046

担当部署: 産業課

処分の概要	基準適合命令		
法令名 根拠条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第35条の5		
法令番号	昭和42年法律第149号		
<b>【基準】</b> 法第35条の5の規定による。 (基準適合命令) 第35条の5 都道府県知事又は指定都市の長は、消費設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、その所有者又は占有者に対し、その技術上の基準に適合するように消費設備を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和7年6月1日	最終変更年月日	年 月 日